

令和5年—6年度期 第6回 世田谷区子ども・青少年協議会 会議録

■開催日時

令和6年12月9日（月）17時00分～19時05分

■開催場所

成城ホール集会室

■出席委員

森田明美 林大介 佐藤正幸 津上仁志 桜井純子 若林りさ 堀井雅道 八田明美
開発一博 栗花落久子 明石真弓 大橋海斗 勢能克彦 村田祐介 廣岡武明
下村一 奥村啓 新井佑 近藤三知香 鳥生咲希 三沢勝斗 遠藤恵理菜 中谷友美

■事務局

子ども・若者部長 松本幸夫 児童相談所長 河島貴子
子ども・若者部副参事 渡邊祐士 子ども・若者支援課長 嶋津武則
児童課長 寺西直樹 子ども家庭課長 瀬川卓良
児童相談支援課長 石山智子 生涯学習課長 渡邊政基
地域学校連携課長 加野 美帆

■会議公開の可否

公開

■傍聴人

1人

■会議次第

1 開 会

2 報 告

（1）世田谷区子ども条例の一部改正に向けた検討状況について

3 議 事

（1）世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）（案たたき台）について

（2）令和5年—6年度期子ども・青少年協議会報告書（素案）について

4 閉 会

午後 5 時開会

○嶋津子ども・若者支援課長 定刻になりましたので、令和 5 年－6 年度期第 6 回世田谷区子ども・青少年協議会を開会いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。議事に入るまでの間、事務局として進行を務めさせていただきます子ども・若者支援課長の嶋津です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、オンライン併用での開催とさせていただきます。発言の際は、会場の方にはマイクをお渡ししますので御協力をお願いいたします。オンラインの方は挙手ボタンで挙手をお願いいたします。

本日の協議会は、記録作成のために速記者が出席しております。録音、録画をさせていただきますので、あらかじめ御了承をよろしくお願いいたします。

出欠の状況でございますが、6 名の方からオンラインでの御参加という御連絡をいただいております。また、事前に 4 名の方から欠席の御連絡をいただいております。今、何人かちよっと遅れるという御連絡をいただいておりますので、もう少しで何人か出席いただける予定でございます。2 分の 1 以上の委員の方に御出席いただいておりますので、本日の会議は成立しております。

初めに、本日の資料の確認をさせていただきます。委員の皆様には、事前に事務局より資料 1 から 3 をメールにてお送りしております。画面上でも共有いたしますので、よろしくお願いいたします。

オンラインの皆さん、声は届いていますでしょうか、大丈夫ですか。ありがとうございます。

それでは、開会に当たりまして、子ども・若者部長の松本より御挨拶をさせていただきます。では、松本部長お願いします。

○松本子ども・若者部長 皆さん、こんばんは。子ども・若者部長の松本です。本日は、お忙しい中、また、いつもとはちょっと違う会場ということで、御参集いただきまして、ありがとうございます。

今期のテーマであります「若者と共につくる若者政策の実現に向けて」に沿いまして、この間、委員の皆様には、子ども条例の一部改正の検討ですとか、また、子ども・若者総合計画の改定に向けた検討を進めていただきました。この間の検討、どうもありがとうございます。それから、前回の本協議会では、今後の若者施策の方向性について御議論いた

だき、その後、庁内での議論やいただいた御意見等を踏まえまして、今回子ども・若者総合計画第3期の案のたたき台、この後お示ししますけれども、そちらに取りまとめさせていただきますところでございます。

本日は、報告事項1件、議事が2件ございます。報告事項では、子ども条例検討プロジェクト（後期検討会）の実施状況の報告ですとか、特にファシリテーターで御尽力いただきました若者委員からも、ぜひ当日の様子など、また感想などもお伺いできればと思っております。それから、議事のほうでは、9月にまとめた計画の素案ではまだお示しできていなかった指標の目標数値、また、大項目にある施策展開以降の主な事業、取組を新たに記載しておりますので、そちらを中心に御議論いただければと思っております。

それでは、本日も委員の皆様には活発な御議論いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○嶋津子ども・若者支援課長 松本部長、ありがとうございました。

それでは、今後の議事の進行につきましては、森田会長、よろしくお願いいたします。

○森田会長 物すごく遠いところにいらっしゃるし、オンラインの人はもっと遠くにいるのでなかなかよく分からないんですが、発言があるときには、わあっと手挙げてくださいね。そうしないと、よく分からないのでお願いします。

今日は本当に12月らしい寒さになりましたけれども、12月ですものね、当たり前といえば当たり前。今日は少し熱くなるぐらいの議論をしても大丈夫ですので、一生懸命やりたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、報告を受けたいと思います。世田谷区子ども条例の一部改正に向けた検討状況についてとなります。では、事務局からお願いいたします。

○嶋津子ども・若者支援課長 それでは、御説明させていただきます。資料1、子ども条例検討プロジェクト（後期検討会）の実施概要について御説明いたします。資料1を御覧になってください。

まず、1ページを御覧ください。1 後期検討会の実施概要でございます。区では、世田谷区子ども条例の一部改正条例の制定に向けて、中学生、高校生世代をメンバーとする子ども条例検討プロジェクトを立ち上げまして、6月から7月にかけて前期検討会を実施して、その中で条文、素案を検討してきたところでございます。また、10月、11月に実施しました後期の検討会では、素案の内容を子どもたちにフィードバックするとともに、議会での議論や9月に実施したパブリックコメント、子ども・若者の声ポスト（インターネ

ットアンケート）に寄せられた意見ですとか、令和6年度に、さらに児童館、青少年交流センターで実施した子ども・青少年会議で出た意見、こういったものを中高生のプロジェクトメンバーに伝えまして、内容の再検討を行ったところでございます。

検討内容は、前文、目標、子どもの権利について、条文に込めた中高生の思いを改めて考え、子どもたちの思いが正しく伝わるように、再度検討を行ったところでございます。

なお、後期のプロジェクトメンバーは、公募により集まった中高生世代18名で、うち9名、半分の方が前期から引き続き検討会で継続参加ということでございました。また、子ども・青少年協議会の若者委員に、グループワークのファシリテーターとして御尽力いただいて、さらにファシリテーターのサポート役として、アップスのユースワーカーにも御協力いただきました。なお、林副会長には、アドバイザーとして御参加いただいたところでございます。

続きまして、2ページ目を御覧ください。こちらは、プロジェクトメンバーを公募した際のチラシになっております。

続いて、3ページを御覧ください。後期検討会のスケジュールと検討内容でございます。10月から11月にかけて全3回実施しております。前期振り返りから始まり、前文、目標、子どもの権利という中で、それぞれ御議論いただいた中身になっております。

続きまして、4ページを御覧ください。子どもたちが安心して検討できる環境を確保するために、毎回、検討会の冒頭で確認したグランドルールとなっております。やっぱりこれがよかったということで、参加者からも多数御意見をいただいております。

5ページを御覧ください。こちらが現段階での完成版といいますか、前文の案のたたき台となります。子どもの思いから始まりまして、まず最初に「（子どもの意見表明）」といった表記をつけたりとか、最初、素案のときには「世田谷のまちが好きです」から始まったんですけれども、そういった言葉のインパクトよりは、まずは子どもの思いを素直に伝えていこうと。そして最後に、「こんな思いがかなう世田谷にしたいです」ということで、改めて文章を子どもたちも一緒になって考えて作り直したのになっております。

続きまして、その裏、6ページ、2.大人へのメッセージです。これも、後半にあった言葉を上のほうに持ってきて、まず、どうやったら大人とか皆さんに子どもたちの思いが伝わるんだろうということいろいろ考えた末に、まず、「大人世代の『あたり前』は、子ども世代の『あたり前』とは違います」というところから始まって、それぞれ大人にこういったメッセージを伝えることが、より伝わるんじゃないかといった内容でまとめてお

ります。こういったところが、今回、前文の構成での主なポイントとなっております。

このあたりは、いろんな意見が一つ一つの言葉で出てきておりましたので、後から若者委員から、インパクト、印象に残ったところなどをお話いただければと思います。

なお、このほかに、子どもたちは条例の目標と権利カタログを議論したところですが、このあたりは子どもたちの思いが正しく伝わるよう、実は今、事務局の中でも表現を調整しているところがございます。もう少しお時間いただいております、まとまりましたらお伝えしたいと思っておりますが、予定では、今週末頃に委員の皆様にもメールでお送りしたいと思っております。ぜひ御覧いただいて、お気づきの点などありましたら御意見をいただければと思っております。私からの説明は以上とします。

○森田会長 それでは、報告を受けていきたいと思えます。ここは全体会ですので、小委員会でも若者たちや、小委員会のメンバーがいろいろ議論してきたこと、そして報告を受けてきたことがありますので、こういったことも踏まえて、全体で共有しておきたいというのが今日の趣旨でございます。そんな関係で、まず、若者委員たちが、先ほど事務局から報告がありましたように、具体的なファシリテートをこの会でずっとやってきているということがあるので、その中で一番印象に残ったことというのを少し皆さんと共有していきたいと思っております。

先ほど事務局からも報告がありましたように、この条例というのは、思い返すと、もう丸2年やっているんですね。丸2年やって、この中で権利って何だろう、権利侵害ってどこに起きるんだろう、どうやってこれを具体的に、社会や、家庭や、大人や、子ども、様々な存在が調整し合いながら一つの社会の中で共に生きていく、こういう社会をどうつくっていくんだろうということを、具体的には権利という視点から、お互い、そして全ての人たちが権利実現できていく社会ということを私たちは願いながら、この条例の改正を議論してきたわけですから、この最終段階に入って、今まで様々な形で議論してきたところを、この条文の中でどういうふうに生かしていくのかというところをみんなで共有しておきたいと思えます。

先ほどお話がありましたように、子どもたちの中で具体的な議論というのは、3つの大きな枠組みがあって、1つは目標、そして前文、そして権利カタログと3つの大きな役割を、若者たち、あるいは子どもたちが考えてくれている。考えてくれている中で、当然ですが、いろんな形で途中で議論をしていかなければならない、あるいは、共有し議論していくわけですが、その過程で、よく言うんですが、意見交換と言えば簡単ですが、そこを

どうやって意見交換すれば誰と交換できるのか、これは結構難しいことですね。仲間の中での共有ということもあれば、世田谷区全体の中での共有ということもあれば、当然ですが、その中で様々な声の届きにくい人たちとどういうふうに自分たちが共有していくのかとか、本当に共有ということは難しいことなんですね。いろんなところで今もパブリックコメントとかもされていくわけですが、パブリックコメントといっても、具体的にはそれを情報として知らなければパブリックコメントにたどり着くことができないですし、たどり着いたって、それを考えるチャンスをもらわなければ、なかなか自分自身が考えるところまでたどり着けないので、これは結局、私たちはよく言うんですが、制度をつくることと、そしてその制度を実施していく、実行していくこと、そこには結構距離があるんですね。そこをどうやって私たちが埋めながら、本当の意味での私たちが知らなければいけないこと、共有しなければいけないところにたどり着けるかが本当に難しい。

だから、今いろんなところで、世田谷区の中でも当事者、子どもたちだけではなくて、支援者の人たちも、今、一生懸命議論しているわけですが、一生懸命議論していくときに、自分の思いを言語化するということがどんなに難しいかということを経験しているわけですね。そして、それを共有していく、協議していく。でも、それをやっていくことによって、子どもの権利の深みというか、深さというか、それをよくみんな気づいていくわけです。

私は、本当に大事ななと思っているのは、お互いが話し合っていく素地、つまり話し合いなしに結果だけ出そうとすると、そこにはもう対立しか生まれませんので、やっぱりみんながどう認識するのか、そしてそれをどう共有していくのか、そしてその共有の中から何を具体化していくのかということ、あるいは手順もあります。こんなことを私たちは、ある種、民主主義の手法ということを経験しているわけです。2年間大変でしたけれども、やっぱり民主主義を私たちは実践することによって、物すごく大きな成果をそれぞれの分野、もちろん若者たちや子どもたちももらってくれているでしょうし、私たち大人はもっとそれをもらっている、もらうことができているというふうに思っています。

10月8日に中間発表をしていただいたときもそうでしたが、そういうことを私たちは本当に実感しております。具体的には、それを踏まえて9月にパブコメをやって、その後、10月に全体で共有して、その後また3回の協議を済ませた。この中で自分たちが一番気になったことは何だったのかということ、ファシリテートしてくれている若者に伺おうと思っています。よろしくお願いします。

○委員 私からは、ファシリテーターとして参加してみた全般的な印象、感想をお話できればと思います。

全体的な印象としては、やっぱり前期もすごかったなと感じていたんですけども、前期以上にみんな活発に議論してくれていて、すごいなという印象を受けました。最初パブコメの中で、大人から強めのちょっと辛辣な意見をもらったりして、前期のメンバーとかはショックを受けちゃっている子もいたりしたんですけども、そこは新しいメンバーが新しい視点を持って積極的にやってくれたおかげで、すごくフォローし合って、みんな元気に最後まで活発にやってくれたのが印象に残りました。

あと、最後みんなに感想を発表してもらった中で、自分たちはやる気を持って参加しているけれども、それ以外の人にも届けたいと言っているのがすごく印象に残っています。私も同じことを思っていて、やっぱりやる気を持って参加してくれている人たちはもちろんなんですけれども、そういう興味があっても知らない人たちがいたらもったいないし、興味がなかった人も触れる機会があるだけで、きっともっと関心を持って自分たちのそういう条例とかについても考えられるようになると思うので、届けられるといいかなと思います。

あとは、若者だけではなくて、大人に対してももっと届けられたらいいなと思っていて、今回、さっき辛辣な言葉が届いたみたいな話をしたと思うんですけども、もっと若者たちが頑張っている過程を届けられたら、批判があったとしても、もうちょっと言い方を変えられるんじゃないかなと思って、話合いの中でも、若者たちが大人の皆さんに、結果だけで判断するんじゃなくて、過程も見たいという意見がすごく上がっていて、今回の辛辣な意見というのは、やっぱり結果だけを見たことなのかなと思ったので、こういう活動を、もっと過程も含めて発信していけたらいいなと思いました。

○森田会長 10月8日のときもそれはすごく強い意見でしたよね。子どもたちの中で、最後に出来上がったものだけを見ないでほしい、そのプロセスをちゃんと見て、そして、その中で感じ取って、共有してほしいという、ここはやっぱり物すごく強い意見だなと思います。ありがとうございました。

○委員 私も前期と後期のファシリテーターをやらせていただいて、子どもたちが本当に、様々な中学生だったり、高校生の年代の子たちなんですけれども、すごく皆さん意思を持って意見をはっきりと大人たちの前だったり、私たちサポートしている大学生の前で、自分の思いだったり、世田谷区にこういうふうに変わってほしいという思いをすごく

伝えてくださっていて、本当に感動しました。

あと、私がすごく印象に残っている条例の項目があるんですけども、休む権利というところを最初に入れないというところがあったんですが、子どもたちの話を聞いていると、世田谷区の特徴として、本当に親御さんも教育熱心な方が多くて、塾に行ったりとか、習い事をしたりとか、様々な活動をすごくしているんですけども、子どもたちは本当にいっぱいいっぱいになってしまったり、学校の勉強だけでもすごく大変なのに疲れてしまう現状があるというところで、本当に休む権利を入れてほしいという意見を聞きまして、私自身の経験もあったので、すごく共感したところです。

あとは、結果だけではなくてプロセスをしっかりと見てほしいというところは、本当に私も今まで携わってきて、どうしても結果だけ見られてしまうと、どうしてこういう条例をつくったかというプロセスがあつての結果だと思いますので、そこもしっかりと大人の方たちにも伝えていきたいなと思いました。

本当にこのプロジェクトに参加できて、すごくいろいろな意見を聞けて参加してよかったなと思っています。ありがとうございます。

○委員 僕は、前期は全部参加して、後期は1回だけの参加になってしまったんですが、パブリックコメントからかなり厳しい御意見いただいている一方で、僕が印象的だったのは、そこに対して、参加している皆さんが、それにめげずにかなり意見を言っている子が多かったなというイメージがあります。これは間接的ではあると思うんですけども、一種の大人と子どもの対話が行われているかなと思っていて、お互いが本音で意見を持っているところをちゃんと実感することができたし、議論の過程をしっかりと見ないと、どんなに頑張っても部分的に切り取られて批判されてしまうんだなという難しい点も結構顕著に見えたかなと思います。なので、今後同じように議論だったり、若者の中で進めていく場合には、その議論の過程だったり、前提をしっかりとパブリックコメントとか、外部の方々にしっかりと伝わるような見せ方ができれば、より議論が進展するんじゃないかなと思いました。ありがとうございます。

○委員 僕もファシリテーターとして前期は3回、後期は2回、この検討会に参加させていただきました。前回もお話したんですけども、後期は大人からのフィードバックを受けての検討会ということで、大人の意見というのをまず受け止めるという過程から、子どもたちが、じゃ、その大人に対して、どうやったら自分たちの気持ちが伝わるかというのを考えてくれていたのかなというのがあって、そこはすごく大人でも難しいことをされ

ていて、すごいなと思いました。

自分自身も、ファシリテーターとしてこういう場に参加させていただいて経験させていただきましたし、多分、世田谷区として子どもの意見を聞きたいという意見もあって、そういう相互作用みたいなところもあったので、ぜひこういう場をどんどんこれからも展開していただけたらなと思いました。ありがとうございました。

○森田会長 それでは、林副会長からお願いします。

○林副会長 アドバイザーとして関わらせていただきました林です。今、若者委員の大学生から、そのときの様子が出ていましたのでお分かりかとは思いますが、パブリックコメント及び後期の最初的时候には、区議会の委員会審議の動画がもうアップされているので、こういう議論をされているというところも含めて、やはりその子どもたちにも見てもらいながら、ここが伝わりにくいんだなというところ。先ほど森田会長からも、思いの言語化という話がありましたけれども、最初につくった言葉を、そのまま自分たちの思いはこうなんだけれども、結果だけじゃなくて過程もとはいいながら、どうしても最後の結果で見てもうしかない部分がある中で、うまく伝わらないところをどうやったら伝わるのかというところを、前期から引き継ぎがれているメンバーもいれば、後期から新たに入ったメンバーが、やはりそこを、自分たちはこう思うよとかというところを、本当に2時間の会議があつという間で終わってしまうようなところで進んでいました。

そういう意味では、前期だけではなく、前期で一まずまとめたものをパブリックコメント、あるいは区議会での議論を踏まえて、もう1回、さらに後期の部分で意見交換できて、つくっていくことができたということは、非常によかったのかなと思っております。

一応、前文については、完成した前文が今日お配りしている資料にありますので見ていただければと思いますが、そういう意味では大分マイルドになったかなとは思ってはいますが、でも、やはりここの中に、子どもたちのいろんな熱い思いがすごく込められているなと感じております。とともに、今回、若者委員が何だかんだファシリテートする中で、すごく中高生の思いをうまく酌み取りながら、でも大学生の思いもというところをサポートしていたところは、すごくよかったとされていて、こういうことができる世田谷というのはやっぱりすごいなと。ほかの自治体をいろいろ見ている中で感じているところです。

最終的に条例そのものが議会でどう今後のところで進んでいくのかはありますけれども、やはり子ども、そして若者の思いが詰まっているものをうまく通していただきたいなと思っております。

○森田会長 子ども・青少年協議会の一つの特徴が、議員の方々も入っていらっしゃると
いうのが組織の一つの大きな特徴なんですね。そういう意味で、当然ですが、ここでどん
なふうずっと議論し続けているかということについては、十分に御配慮いただけるだろ
うと思います。私は、今日、林副会長がおっしゃったみたいに、やっぱり安全、グランド
ルールはすごく大事で、どこの自治体もそうなんです、安全とか安心というものをきち
んと大人の社会が形成すること、それを子どもに約束して議論をきちんとしていく。本当
に大人の社会が今いじめをするような時代ですので、そういう意味では、子どもたちの社
会で安全と安心を担保しながら議論するということが、人間にとってどんなに大事なこ
とかということ子ども期に体験してもらえるのはすごく大事なことだと思いますし、先ほ
ど言われましたように、子ども・青少年協議会の学生を中心とした若者委員は、これも約
10年育ててきたわけで、これはほかの自治体にはないポストで、この人たちがいる意
味、真剣に世田谷のことを考え続け、そしてその中で自分たちの役割を果たすというこ
とをしてきたわけですから、そういう意味では、かなり重層的な組織をつくって議論をし続
けてきていると思っていいと思います。

ここでは、子どもたちが議論したことをどうつくり上げていくかということと、当事者
である人たちの言葉をどう大人社会が引き受けていくかが問われるんだろうと思います。
当事者の声ですから、これはやはり尊重しなければならない。尊重しなければならないと
いうことを、大人社会がどう覚悟を決めるかということだろうと思います。そのための
様々な調整や工夫ということを今し続けてきているわけですので、そういう意味で、最後
まで、このところを調整し続けていくわけですが、子どもたちを絶望の中に落とし込ま
ないような、大人社会のしっかりした議論をここでやっていきたいと思っております。

ということで、この条例については、具体的には今お話があったように、目標と権利カ
タログについては、恐らく子ども・子育て会議で承認されたものが多分アップされていく
ことになると思いますので、あと数日ですが、皆さんお待ちいただきたいと思います。

○委員 ファシリテーションをやってみて感じたこととしては、このプロジェクトにすご
く意義があるなというのは感じていて、やっぱり自分たちのことを自分たちで決められる
という経験が、今回参加した中高生にはすごく達成感を持って、経験としてできたのかな
というところで、やっぱり社会であったり、この条例とかも、もともと存在を知らなかつ
たところから自分がつくったというか、いろいろな要素を出してつくったところを
言えるというのは、すごく本当によかったなと思いました。あとは、内容については、会

議の中でも話していたんですけれども、やっぱりさっきも話題として出ていた過程を見てほしいというところに関しては、過程を見るということもあるし、自分であったり、何かをしっかり見てほしいとか向き合ってほしいとか、ただ、例えばこれはこう決まっているからというので、なあなあで済ませるんじゃなくて、一つ一つの案件とか、自分の気持ちとかにすごく向き合って、その子なりの答えであったり、解決策とかを一緒に話し合っ
てほしいのかなというところで、やっぱり一人一人に向き合ってほしいとか、自分のことを見てほしいという気持ちがすごく話していて伝わってきました。

○森田会長 過程を見てほしいとか、一人一人見てほしいというのは本当に、先週も乳幼児の話をしていましたけれども、同じですね。年代はどこでも、大人でもそうかもしれません。本当にちゃんと見てほしい。これを、先ほど言いました子会議のほうで、目的と、そして権利カタログが出てまいりますので、それが合体して、今度はまた新たな議会への多分提案になってきますので、こうやって丁寧な議論を繰り返しています。どうぞ丁寧な議論を議会のほうでもお願いしたいと思います。ということで、この報告はこれで終わりにさせていただきます。

それでは次に、今日の本当に重要な部分です。議事に入りたいと思います。世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）（案たたき台）についてです。事務局から、まず説明をお願いいたします。

○嶋津子ども・若者支援課長 説明に入りたいと思いますが、今、報告のところで誤字がありましたので、後で差し替えさせていただきたいと思います。条例の6ページ、大人へのメッセージのところ、上から4行目と6行目に「私たちの言葉や思いを」と同じ言葉がつながっていたので、毎回終わった後に、若者委員とファシリテーターが残って相談しながら今日の子どもたちの意見をまとめてきたのですが、これは、「そして」という一言でまとめようということで整理しています。

あと、2つ下です。これは林副会長から御指摘いただいて、「個性を認められ」ではなく、「個性が認められ」ですよということで、これも古いほうを出してしまって申し訳ございません。また、その文章の中で「多様性が尊重される機会や空間」、これはなかなか言葉として難しい、子どもたちは「尊重されること」という表現をみんなしていたよねということで、子どもたちの言葉として「多様性が尊重されることが必要です」という言葉にしましょうと。

この3か所に誤字があって申し訳ございません。後で差し替えをさせていただければと

思います。

○委員 「てにをは」で気になるところは。

○嶋津子ども・若者支援課長 「てにをは」の部分は、後でまた事務局のほうにお知らせいただければと思います。

それでは、議事の(1)世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）（案たたき台）について御説明させていただきます。資料2-1と資料2-2を御用意ください。

この間、子ども・青少年協議会、小委員会、また、子ども・子育て会議において多くの御議論をいただきまして、世田谷区子ども・若者総合計画（第3期）（案たたき台）をまとめましたので、御説明させていただくところです。資料2-1は、案たたき台の概要版となっております。また、資料2-2につきましては、第5章の計画の内容のうち、若者施策に関わる大項目3と5を抜粋したものをつけてございます。全文については、ちょっと重かったかもしれませんが、事前にメールにてお送りしてありますので、後ほど御確認いただければと思います。

早速ですが、概要版の資料2-1の2ページを御覧ください。第1章、計画の策定にあたってです。こちらは素案でお示しした内容になりますので、説明を割愛させていただきます。

続いて、3ページを御覧ください。計画の推進体制でございます。計画素案に掲載していた図をブラッシュアップしたものになります。まず、計画の初年度に合わせて、世田谷区子ども・子育て会議と、世田谷区子ども・青少年協議会を統合し、また、その中で子ども・若者・子育て会議を設置していくというものです。妊娠期から乳幼児期、学童期、思春期、若者期まで、切れ目なく、総合的な視点で進捗管理と評価検証を行ってまいります。よって子ども・青少年協議会は今期をもって終了となります。また、子ども・若者・子育て会議の体制等につきましては、来年3月の協議会までに委員の皆様にお知らせさせていただければと思っております。

さらに、新たに子ども条例の一部を改正する条例の議論を踏まえまして、真ん中にあります子どもの権利保障に向けた区の施策の評価検証と、子どもの権利に関する普及啓発を行う第三者機関である子どもの権利委員会を設置いたします。また、図の右下のほう、素案では子ども・若者が参加・参画し、意見を表明する会と記載しておりましたが、今回ユースカウンスルという名称で追記しております。このユースカウンスル事業については、各会議体への子ども・若者の参加を進めながら計画を推進していきたいと考えております。

す。このユースカウンスル事業の詳細につきましては、後ほど計画の内容の中で触れさせていただきます。

続きまして、5ページを御覧ください。子ども・若者のウェルビーイングを実現するための指標と目標となっております。指標は素案でお示ししましたが、今回、中間目標値、最終目標値を追加しております。若者に関する指標は、①、④、⑨、⑩、⑪、⑫、⑮の7か所が若者に係る部分です。目標値の設定の考え方として、「いいえ」と答えた若者のうち、3割程度が例えば10年後に「はい」へ移行するという基本的な考え方を持った上で、昨年度、若者調査、小中学生調査を行っていますので、現在の中学生在が例えば5年後、10年後に若者期になったときにどうなっているかを形で評価することを考えております。

例えば指標1の「周りの人は自分の意見をちゃんと聞いてくれている、と思う子ども・若者の割合」が、実際に若者を見ると75.7%で、それが一気に10年後に85%は高いかなと思ったんです。10%上げることができるのかなと考えていたんですけれども、横軸で見るだけではなくて、縦軸の小学校低学年、高学年、中学生で、周りの人が意見をちゃんと聞いてくれてと思っている子どもは85%近くいる。そういった数字をなるべく下げないような目標も併せて、二方向で考えながら説明できればいいのかなと。そう考えることによってパーセンテージを、今回、若者についても考えたものです。これも、最初にお話ししたとおり、「はい」と「いいえ」で答えた方で、「いいえ」と答えた人をなるべく「はい」に持っていきたい。「はい」に持っていく人を5割はちょっときついなと。若者施策は、どうしても思春期を乗り越えて若者期で、仕事や環境が大きく変わるので、3割程度はせめて持っていききたいという考え方を今基本にしています。こういう数字で考えたものが、若者期の7か所で考えておりますので、こういったことで数字を出したんだなということを見ていただきたくて、今画面を出させていただきました。

また、必ずしも100%達成することを最終目標としてはいませんので、社会環境の影響ですとか、若者期の先ほど申した生活実態の変化など、総合的に判断してこのような数字をつくっているというところでございます。

続きまして、6から8ページにつきましては、第3章の基本方針を記載しております。

続いて、9ページからは、第4章の政策の柱となります。若者に関する柱は、11ページの政策の柱1、12ページの政策の柱2、14ページの政策の柱4となっております。

少し飛んで、18ページから最後の36ページまでが、第5章の計画の内容となっております。

ます。若者に関わる施策については、大項目3、大項目5に記載しております。詳細につきましては、資料2-2で御説明をさせていただきたいと思います。

資料2-2を御覧ください。まず、1ページでございます。大項目3の若者が力を発揮できる環境づくりの(1)若者が力を発揮できる環境の充実のところです。

現在の取組み、課題についてはおおむね素案でお示ししたとおりです。めざす状態については、新たに追加したものとして、3つ目のポチに、若者が気軽に立ち寄れる主体的な活動や多世代交流等の拠点として、また、生活や仕事等の青年期特有の悩みを持つ若者が自立に向けて主体的・継続的に活躍できることを支援する場として、各地域に青少年交流センターが整備されているとございます。これに伴う施策として、施策展開の①若者の交流と活動の場の充実のうち、3ページiiのところ、青少年交流センターの拡充と記載しております。こちらは10月の協議会でも御承認いただいた内容と理解しておりますけれども、「各地域に青少年交流センターを整備できるよう取組を進めてまいります」という表記を入れてございます。

続きまして、第3期での新たな施策をピックアップして説明させていただきます。v地域団体と連携した身近な地域にある居場所の充実、3ページの下の方になります。こちらは、地域団体の補助を行い、身近な地域に多種多様な特色を持った若者の居場所を広く展開してまいります。今回、学校モデル事業を実施してまいりましたけれども、その実施検証いただいた校内カフェについては、こちらの補助事業を活用して今後の展開を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、4ページ、②地域での若者の参加・参画の推進、iのユースカウンスル事業の実施です。以前、子ども・青少年協議会の中で、子どもの参加と意見表明の仕方、いろんな議論をいただきました。若者委員からも、身近な意見とか参加できる仕組みなど多数意見をいただいたところでございます。

資料が前後して申し訳ないですが、資料2-1の20ページを見ていただきたいと思います。世田谷区における子ども・若者の参加・参画の全体像を示しております。区としても、子ども・青少年協議会からの御意見を受けまして、子ども・若者が日常的に過ごす場、家庭、学校、施設、活動において、応答的な関わりの繰り返しを通して意見や考えを聞いてもらえる実感ができることが、意見表明や意見形成を支える土台であると考えております。この間、児童館ですとか、青少年交流センターでの取組を子ども・青少年会議で行ってきたところでございます。その上で、これまで子ども・若者の居場所が展開してき

た様々な取組と連携しながら、子ども・若者の声を区政に反映する仕組みとして、上から2段目にありますユースカウンスル事業を今考えているところです。

さらに、資料2-1の21ページを御覧いただきますと、ユースカウンスルのイメージ図になっております。青少年交流センターを拠点として、区内に在住、在学、在勤の様々な若者が参加し、区が提起した行政課題、または子どもたち、若者たち自身が問題意識、課題意識を持ったことについて検討を行って、区へ提言いただくというようなことを想定しております。つまり単なる会議体だけではなくて、本協議会の小委員会のモデル事業のような形で、メンバーが全員若者で、必要に応じて活動を伴いながら、若者が主体的に意見形成、表明できるような事業体をイメージしております。青少年交流センター、ユースワーカーによるサポートですとか、提言に対する区からのフィードバックなどの仕組みができればと考えております。まず、最初、ユースカウンスル事業は、アppsに青少年会議室もございますので、そういった場もうまく活用しながら展開を考えているところです。

以上がユースカウンスル事業の説明となりますが、具体的な内容について、現在も検討しているところでございます、下村センター長をはじめ、担当者が今いろいろ考えているところでございます。ユースカウンスルに、こんな機能とか体制があったらいいなみたいな御意見などがありましたら、後ほど御意見をいただければと思います。

続きまして、資料2-2の4ページにお戻りください。iii基金を活用した若者の主体的な地域活動への支援です。今回、もう一つのモデル事業、商店街のモデル事業、しもきたクラブでの様々な活動を通して得られた成果や課題を受けまして、若者が地域とつながりを持ち、多様な出会いや経験を通して主体的な活動ができるよう、基金を活用した補助の仕組みを構築し、若者の地域活動を応援したいと考えております。

続きまして、6ページを御覧ください。(2)若者自身がライフプランを描き実現するための支援でございます。若者調査の結果を踏まえまして、特にお金のこと、仕事のことなど、ライフプランに関する悩みがやっぱり多かったことから、次の7ページの①に、生活の安定と多様な働き方の支援といった施策展開も入れてございます。また、9ページの②ライフプランの選択肢を増やす多様な経験や正しい知識を得る機会の創出、この2つの項目に分けて関係所管と施策展開を記載しているところでございます。

続きまして、10ページを御覧ください。前回の協議会でもお示ししたものをベースに、若者施策の方向性の全体像です。①から⑥、前回の素案のときには①から⑤までを応

援してくださいとお願いして、応援いただきました。今回1つプラスで、⑥として、先ほどお話ししたユースカウンスル事業が追加されております。こういった中身が計画に記載した内容となっております。

続きまして、11ページを御覧ください。大項目5、支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポート、(5)悩みや困難、生きづらさを抱える子ども・若者への支援です。現在の取組み、課題、めざす状態については素案でお示ししたとおりでございます。ヤングケアラーや不登校、ひきこもり、心の悩みなど様々な生きづらさを抱える子ども・若者への支援について記載している項目となります。この中から特に子ども・青少年協議会で検討いただいていた項目を抜粋して御説明させていただきます。

14ページを御覧ください。②生きづらさを抱える若者と家族に寄り添う支援では、iii、iv、vに、メルクマールセタがやにおける不登校ひきこもり支援や、若者総合支援センターとの連携強化などについて記載しております。

続きまして、15ページの③多様化する悩みや困難、課題に応じた支援では、iiiのところで、犯罪被害者支援だけでなく加害者支援についても記載すべきじゃないかということで若者委員からの御意見もいただきましたので、ivとして、加害者支援（再発防止）の実施を追記しております。

続きまして、16ページを御覧ください。④悩みや困難を抱える女性のための居場所と支援の充実でございます。iの若年女性のための居場所づくりについて、今年4月に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、女性支援新法が施行されたことを踏まえまして、こういった内容も記載しております。これまで支援が届きにくかった若年女性が、日頃の悩みや思いを気軽に話したり、体のことや性のことなどなど助言、情報をもらえるような安心できる居場所として、また、必要に応じて相談ですとか、つなぎ先につないでいくなど予防的な場として機能することも想定しております。

実施に当たっては、地域団体と連携した身近な地域にある居場所、補助事業の活用を想定しています。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

○森田会長 笑ってはいけないんですが、随分大変な事業が次々と、毎回のよう小委員会で議論されて、修正が必要で戻してばかりいたものですから今のような笑いが出てしまったんですが、これでは伝わらないよとか、これではやっぱりやれないよとか、これでは利用されないとか、様々な意見が小委員会で出ておりまして、それを事務局は持ち帰

っては、多分、役所全体で調整を図ってくださって、ここまで持ち込んでくださったということになると思います。

少しここで皆さんの御意見、あるいは感想、それから質問も、今までさんざん小委員会のほうはやってまいりましたので、そちらではなかなか聞かれなかった方々、ぜひ御意見、感想とかをお寄せいただければと思います。

特に今回何が大きく計画の中に入り込んでいるかということなのですが、ここでいうと、1つは、今までは割とモデル事業みたいな形でしかやられてなかったものを、どういう形ならば若者たちが一步踏み出していく事業に、世田谷区がある種協力ができるか、そして次の応援という形で、徐々に若者たちが、この世田谷の中で一つの位置というんでしょうか、決してたくさん数がいるわけではないし、物すごく力を持っているわけでもない。だけれども、やっぱりこの人たちが元気にならない限り世田谷区の将来はないわけなので、そういう意味で、世田谷区がどう子どもから大人、青年、成人のところへ行くプロセスの中で若者の時期ということを応援するのか。ここを若者委員たちの協力を得ながら、いろんな形での調査、あるいは活動ということをやつてながら、モデル事業なんかも基につくり上げてきたいわゆる事業ですね。それを、どうやったら若者たちが使えるような事業を自分たちでつくり出していくことができるんだろうか。それから、自分たちがそういうものをつくり出したとき、あるいはつくり出していく過程でどういうサポートが効果的なんだろうということで、具体的な様々な方法を考案したということです。

それから、当然ですが、世田谷区は多様な部署がある。ここにもありますように、商工会なんかもありますし、それから人権の担当部署もあります。こういった多様な部署の事業を若者施策という形で取り込もうとしたときに、果たして若者施策としては何を取り込めばいいのかということもかなり議論をいたしました。途中で、例えば困難な状況にある女性たちの事業も、むしろ女性、人権のほうで持っていくよりは、若者のほうで持ってきて、若者たちから少し手を出していこうというような視点でつくり込みが行われるということが始まっています。

そういう意味で、多分、新しい挑戦になっていくと思いますけれども、そのときに様々な基金だとか、もちろん世田谷のいろんな場所とか人材、あるいは今までの培われた経験とかが多様にその中に注入されていくことになりまして、若者たちが様々な事業のコーディネートをしていくような役割も途中で必要になってくるだろうと思うわけです。なので、非常に難しいとは思いますが、今回、そんな形で、ここにある若者が力を発揮

できる環境づくりと、そしてもう一つ、支援が必要な子ども・若者・子育て家庭のサポートをどういうふうに組立てていくかということ。こういう非常に大きな柱で考えてみたということです。

今まで若者施策は、場所があって、人がいてぐらいで止まっていたものが、もう少し、もう一回り社会とつながりながら広がってきたという感じがしております。そんな意味で、皆さんから、このところはもうちょっとちゃんと説明してほしいとか、あるいはこういうところはもう少し補強したほうがいいんじゃないかとか、そんな御意見もぜひいただけたらと思います。

○委員 大変でしたね。すごく早口だったから、内容が物すごく濃いんだなと思って。お疲れさまでございます。

資料2-1の20ページで、ちょっと気になることがありました。全区の場、地域の場、日常の場とあって、そこに「家庭での対話」と「先生や職員との対話」とあって、「地域・家庭での対話」のほうが私はいいいんじゃないかなと思ったんです。地域の場というのは、居場所があるところだけではないですよ。私も実際、こども劇場せたがやという居場所がない子どもたちの活動をしていますし、それから、マンションの理事会で子どもの活動を、実際昨日は餅つきだったんですけれども、子どもたちと一緒に、中高生がついたりしてやっているんですね。町会・自治会もそういう活動をやっているの、居場所がなくてもやっているということ。家庭での対話と、家庭内になるよりも、やっぱり家庭が外に出てほしい。御近所と一緒に対話をしてほしいという気持ちがすごく私はありますので、ここが気になりました。

○森田会長 それに重なってもいいですし、ほかのところでもいいんですが、どうぞ。

○委員 全体的な視点ということになるかもしれませんが、この計画を読んでいて、障害のある子どもと若者たちはどこに登場してくるのかなと感じました。母国語が日本語ではない若者とか子どもとか、そういった子どもに対するまなざしとか、様々多様性というところで触れられているし、考えてきているし、それは多分、皆さんの中では隣人としているんだろうなとは思いましたけれども、じゃ、障害のある人はどうなのという、どこから読み解けばいいのか、それとも当たり前にいるから書いていないのかどうかといういろいろと思いながら聞いていました。

先日、車椅子で、言語障害がある大学生とお会いする機会があり、小学校、中学校は地域の普通学級に通っていたけれども、高校になって支援学校に入ったと。だから、地域の

学校から離れていった。その学校は想像以上にひどいところだったという感想を言っていましたけれども、先生が生徒のことを聞いてくれないとか、いろんな困難な、そして、そういう意味では子どもとしての人権が守られない生活をしてきた中で、一人一人が分断されて、人間関係も希薄で、孤独な思いをしていたというふうに語っていました。

その中で言っていたのが、劣等感を植え付けられたと言っていたんですね。だから、私たちの本来隣人であるはずの、一緒にこの場にいてもいい人たちの中に、ここに入ることすら、なかなか入り口すらまだ見えていない子どもや若者たちがいるのではないかと感じて、それはどこに書いてあるのか、そこはまだまだ普通の地域の学校でも分けさせられているところがありますから、いわゆる分離教育という状況の中にいるので、物すごく意識をしなければ浮上しないのではないかなと思っているんですけども、その点に関してはどんな議論があったのかなというのをちょっとお聞きしたいなと思いました。

○森田会長 幾つかまとめて御意見をもらいましょう。

○委員 ユースカウンシル事業のことで伺いたいんですけども、ここで示されている中では、区から様々な課題を審議、考えていただく場にしたりとか、子ども・青少年会議から上がった意見なんかを形にしていくということがここに書かれて、区に提言を行うとまとめられているんですけども、より主体性を持たせるには、前も少しお話ししたんですけども、実際に実行できるような議会という予算と言いますけれども、こういうことをやりたいと思ったときに、形にできるようなものにしたいほうが、より若者たちの声がしっかりと反映される、そういう自覚というか、私たちの声を形にできるんだという取組にもつながると思うので、ただ提言するだけだと、各部署に様々な課題が飛んでしまうので、結局そこで予算がつかないと事業化されないみたいなことになってしまうと、せっかくの若者たちの意見が十分に反映されないんじゃないかなと思うので、そういう取組にユースカウンシル事業というものがなるのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

○委員 今の方の質問とちょっと絡むんですけども、（仮称）ユースカウンシルのところに、中学1年生世代から24歳までということで、被選挙権のない人たちということですが、この回数、頻度ですけれども、月に数回全体会議を開催する、それから、全体会議に向けた準備会議を日常的に開催と書いてあるんですけども、これに参加できる人というか、現実にいるのかなというのがよく分からないんですけども。

○森田会長 ユースカウンシルのことで、今想定されているイメージを共有しておいたほうがいいのかと思うんですね。そして、それをもっと実質化していくには、どうしたらいいか

という話を御意見として頂戴すればいいと思うんです。このユースカウンスルのところで、もう少し皆さんの中で御意見とかはありますか。よろしいですか。

では、この段階で一旦切って、障害のある子どもや若者たちはどういうふうなところに想定されているかということ、議論としては当然してはいますけれども、この事業がどういう形でどこに位置づけられているかということについてお話をしたいと思います。

それから、（仮称）ユースカウンスルもそうなんですけれども、それは後の報告書にも絡んでくるんですが、子ども・青少年協議会の進め方として、具体的にモデル事業を思い返していただくと分かるんですが、実質、現段階でどこまで形として見えているかということとはちょっとさておき、取りあえずやらなければいけないものを考えてみる。やってみようじゃないか、そしてそれを、具体的にはモデル事業みたいな形で今までやってきた。そして、やってきたものを事業化するということがあるので、今の段階で、ユースカウンスルはモデル事業からどこまで引っ張ってきたかということ、事務局のからお話をしたいと思います。これも小委員会では大分議論しています。

すごく難しいですけども、前々回でしたか、子ども会議みたいなものをつくったらどうかという御意見もいただいたりしながら、そうではないもっと平場で子どもたちの意見が日常的に出てくるようなものが必要じゃないかと。そして、今回の子どもの権利条例の議論のときのように、安全で安心という場をきちんと形成しながら、具体的には民主的な話し合いみたいなこともきちんとできるような、そういう力もつけてほしい。そして、なおかつ、そういった体験も様々できるようにしてほしいということも出てきて、これをユースカウンスルという事業概念で、1つここに形成してあるということなんです。今どういうものを考えているかということですが、当然ですが、思いつきではなく、今までの事業、今言ったようにモデル事業とか、様々な課題とかを集約した形で、ここにこういう事業として出てきている。

それから、もう一つ大きいのは、今、子どもの権利条例で議論されている子どもの権利に関する評価検証の活動を、きちんと世田谷区の中に位置づけていくということがあり、その評価検証の中核として子どもの権利委員会というのが想定されていて、そして、子どもの権利委員会のところにも、若者たち、あるいは子どもたちの意見が反映していけるような、そういった仕掛けをつくりたい。ある意味、二重、三重、四重ぐらいの期待をこの中に入れ込みながら、ユースカウンスルというのが今想定され始めているということで考えていただけたらいいと思います。

それからもう一つ、私がここに長く関わってきて思うのは、最初に申しあげましたように、やっぱり若者委員というのが子ども・青少年協議会の中で果たしてきた役割は物すごく大きくて、ほかの自治体にはない私たちの財産であるわけで、若者委員がやってきたこと、モデル事業であったり、「ねつせた！」なんかもそうです。オンライン上の具体的な若者たちの情報ということもすごく大きな成果ですし、いろんな事業をやってきております。こういったものを具体化するようなものもモデル事業としてやりながら、今回の計画に盛り込んでいるということがあります。

ということで、事務局、私がちょっと説明しましたけれども、重ねてこの事業の御説明をお願いいたします。

○嶋津子ども・若者支援課長 それではまず、障害などの言葉はどこに書いてあるかということですが、資料２－１の15ページを御覧いただければと思います。

政策の柱５、子ども・若者が、障害や特性等の有無、生まれや育ちの環境等に関わらず、安心して育つことができる地域をつくり出す取組みの方向性の一番下を見ていただきますと、いろんなネットワークづくりの取組などを含めて、「これらの取組みにより、子ども・若者一人ひとりが、性別、L G B T Qなどの性的指向、ジェンダーアイデンティティ、国籍、障害や特性等の有無、家庭の経済状況など生まれや育ちの環境で選択肢が制約されず、多様性が認められ、本来持っている力が発揮でき、ウェルビーイングな状態であることを実現します」ということで、方向性はこの中でうたっているところになります。右側にも施策の方向性が書いてありますけれども、それぞれの課題、方向性の中で子どもたちへの支援というものを組み込んでいきたいと考えているという内容になります。

それと、最初の委員のお話も、20ページの家庭の中に地域というお話があったかと思いますが、まず、個々の対話から始まって、上のほうに向かって、地区になって、地域になって、全区になってという見方になるので、何らか入れるとしたら、地域というのは中間で何か入ってもいいのかなと思ったんですけれども、一応そういう見方になるということだけ付け足しておきます。

21ページのユースカウンスルのお話になります。先ほど少し説明もさせていただきましたが、まず、イメージとしては、アップスの中に青少年会議室があって、そこを、いわゆる活動の拠点みたいな場所にしながら、若者たちがいつ行ってもいいような場所、その中で若者たちがいろんな議論をする。我々も今回、条例検討プロジェクトをやってみてすごく勉強になったのですが、若者委員たちを見ながら、これもすごいと。条例検討プロジ

ェクトも子どもたちの中だけできちんと議論し、考えをまとめ、ああいった取組というのは本当にすごいなと思ったところもあって、条例検討プロジェクトも結構イメージしながら、さらに活動が追加される、もうちょっと若者たちが自由に政策提言、やりたい、実現したいことができるような場をつくっていきたいという、いわゆる拠点的なものをイメージしているんですけども、ですから、今、現場のセンター長と御相談しながら、来年度は、まず、最初にスタート期といいますか、ゼロ期になるので、こちらとしても来年度は、すごく多くの予算をつける部分はないんですけども、その次の年あたりからどういったことができるか、大きなことになるのか、その辺の施策、若者たちの声を聞きながら、一緒に参加・参画しながら考えていくこと、話し合っていくことが大事なのかなと思っております。

参考になっている尼崎市の事例は、スケボーパークをつくったりとかしているところがありますけれども、ああいったところを参考にしながら、若者たちが自ら活動もできて、会議もして、議論もできてといった空間、そういった場があるのがいいのかな。もちろん今後も現場の意見として、青少年交流センターとか児童館とか、そういったところでも引き続き子ども・青少年会議はやっていきますので、そういった中でもいろんな情報を集めながら、いわゆる若者たちが集まる場で施策に練り上げていくみたいな、今、我々のイメージとしてはそういうふうに思っております。今後、若者たちと一緒にあって、世田谷らしいものをつくっていければなと思っております。

あと、現実的に参加できる若者がいるのかといった課題も、いろいろこちらのほうにも御指摘をいただきながら、どうやっていけばうまくいくのかということは、土日であればいけるのかとか、そのあたりを含めて今後の調整もあるかなと思っております。

○森田会長 事務局から今話があったんですが、小委員会のメンバーの中で、もうちょっと、ここぐらいまで話してもいいんじゃないかというような御意見はありませんか。

○委員 ユースカウンシル事業なんですけれども、そもそもこの会議に、世田谷区の子どものお話をさせていただいているのに、一番関わっている学校の先生方が参加されていないことにちょっと違和感がずっとありまして、ユースカウンシルの主な検討事項の内容を見ると、もしかして中学の部活動で子どもたちが集まって検討したものを区に提言していったりとか、区からこういうことを考えてみてくださいということが、中学のほうに、部活動としてできるものではないのかなとすごく思ったんです。世田谷区は東京都の中でもとても広いので、やっぱり渋谷に近い地域、川崎に近い地域で、子どもたちの思い

はかなり違いがあるので、そんな中で、例えば今、青少年交流センターの中でお話ししているということですが、そこだけじゃなくて、本当に世田谷の子たちが全員、みんながみんな考えるようにするためには、やっぱりここは学校という施設に声をかけてみてもいいのではないのかなとすごく思ったんです。

○森田会長 とても素直な御発言だと思います。私たちもそれは議論しました。そういうことも含めてなんですが、今の段階で、アップスの青少年交流センターを1つ手がかりにしながら始めようと。具体的には、今おっしゃったような、部活動的にやっている自治体もあります。子どもの権利委員会みたいな形で、中学生サミットだとか、だから、当然だけれども、そういった教育委員会がやっているものをどういう形で、青少年協議会、あるいは子どもの権利委員会なんかにひもづけていくか、これはやっぱりすごく大きい課題だと思いますし、絶対やらなければいけないことだろうと思っているわけです。

ほかの自治体なんかですと、部活動的に、具体的にはそこをサポートしてくださる学校の先生がいらして、そこが子どもの権利に関して活動を展開していくということも当然あるだろうと。ただ、今、部活動自体も外部化すると言っている世田谷の状況ですから、それを持ち込むということは多分現実的ではないだろうと思います。

○委員 今、生徒会サミットは行われている状況なんですけれども。

○森田会長 そうですね。生徒会サミットについては、私も別の自治体でお話を聞いたり、あるいは一緒に活動をやったりということもありますので、それは全然問題なく、多分、次のユースカウンスルが動き始めたときに、いろんなところからの意見を、交流していくみたいなことはあり得るんじゃないかと思っています。ぜひそういう交流が深まるといいと思いますけれども、事務局としては、総論として、例えば教育委員会とはどういう話になっているかということをお話しいただければいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○嶋津子ども・若者支援課長 今回も子ども・若者の声を聞くやり方とか、子ども・青少年会議なんかも、教育委員会と連名で共催事業としてやったり、今は教育指導課に副参事がいらっしゃるんですけれども、一緒になって考えさせてもらいながら、教育委員会との連携をしながら素案を含めて考えてきたところです。例えば20ページに、生徒会サミットへの参加ということで、教育委員会との関係も記載させてもらっているんですけれども、いわゆるここも学校、教育との連携の中でいろんな子ども・若者たちが参加・参画する場面というのがいろいろある。その中で、いろんな場の中で、確かにどうつないでいく

か。「New」と書いてあるところが、今回我々が新たな取組としてできないか、若者調査をやってみて声が上がってきた内容や区民の声ポストといった課題を踏まえて、今の企画提案みたいな形にはなっています。

ただ、確かにおっしゃるとおり、まだまだ教育委員会との細かな部分で、学校との連携とかを含めて、いろいろ私も校長会とか、役員会とか、条例改正とか計画のたびに場をお借りして御説明に上がったりしているんですけども、そのあたりで教育との連携というのは、引き続きもう少しいろんな、今の御提案を踏まえて生徒会サミットとその辺のつながりとかもできると、確かにより相乗効果ではないけれどもあるのかもしれないので、そこはまた引き続き検討したいなと。

○委員 こういうものをキャッチできない子どもたちが結構な数がいると思うので、声は出したいけれども、どこで声を出していいか分からない。でも、学校とかだと子どもたちの日常なので、学校でそういうものがキャッチできるような状況であると、自分の意見を言いたいときにストレートに出てくるんじゃないのかなと思っています。

○森田会長 それは本当に私たちが願っていることなので、ただ、やっぱり今までそういうものがきちんと制度や政策、こういった事業になかなか反映されなかったので、きちんと意見を聞いて政策につないでいくということが、多分このユースカウンスルのところでいうと、育てなければいけない私たちの役割かなということは感じていることです。

なので、具体的には、3ページの一番上のところにも、子どもの権利委員会と教育委員会が連携・協力という太い線が引かれているんです。なので、こうやっていろんな組織が世田谷区の中で出てきたんですが、実質これが連携・協力をして、そして子どもの権利の実現、特に若者たちの参加・参画ということが実現していく社会にしないといけないので、そこが、今回すごく狙っているところです。

先ほどのお話の中で、例えばユースカウンスルが何か事業をする、大したお金ではないけれども、基金とか何かを若者たちが使えるようになっていけば、そこに応募していくということも当然できるわけですし、そこに、また若者たちを応援する市民の人たちが登場してくるという形で、組織はもっともっと区内に広がっていくことが考えられるので、やっぱり学校だけじゃない若者たちもつながっているような、今回ちょうど条例のところでファシリテートしてくれた若者たちがいたことによって、子どもたちの意見というものが本当に丁寧に支えられて、そして具体的な条文の前文に、あるいは目標に、そしてカタログにという形で実現されてきているように、やっぱりきちんと世田谷区の組織の中に生か

されていくという体験ができるような仕組みをこの中につくっていくという、そのドグマみたいなものをここにつくろうという形なんだろうと思うんです。

今までも地域交流センターとしてあったんですが、そこが十分に機能させるだけの人手の配置もされていなかったのも、今回、そういう人手の配置ということも含めて、地域の中で事業がいろいろ進んでいくような形にしたかどうかということで、今考えられているところです。ぜひそういうふうな、学校とつなぐなんていうのは最高の話ですので、お願いしたいと思います。

○委員 ありがとうございます。

○委員 私は、障害という言葉がどこにあるかということ聞いたわけではありませんので、ちょっと答えが議会答弁みたいだなと思ったので、一言言っておかないといけないかと思いました。

紹介いただいた15ページの政策の柱ですけれども、取組みの方向性のところで、上の固まりの「自分らしさが肯定される応答的な関わりの中で、ポジティブな体験を重ねることができる環境づくりをすすめる必要がある」というふうに、多様な子どもたちの背景を書いて、その中にも「障害や」というところが入っていますけれども、ポジティブな体験を障害のある子どもや若者たちはどういう環境があったら、どういう環境づくりがあったら重ねていくことができるのか、障害のある子どもたちだけの環境の中で何かをすることが、本当にこの子ども・若者の計画の目指すところなのか、そういう議論がやっぱり必要なのではないかと思います。

私は、そうではなくて、ここに書いてあるように様々な多様な背景の子どもたちが同じように若者たちになっていくそのプロセスの中で、一緒にいるということが大切で、そのところが子どもの権利としてここに本当は書かれている必要があるのではないかなと思っています。施策の方向性のところに、発達・発育を支える体制の整備ということで、医療的ケア児への支援とかが書いてありますけれども、障害のある子ども・若者に対するまなざしというのはこういうところにとどまっていて、発達や発育を支えられるということではなくて、社会の中に存在しているのが当たり前のように、障害があるかないかにかかわらず同じところにいられるようにするという、国連からの勧告そのものをしっかりと受け止めていくことが本当は必要で、そういう話が私は聞きたくて質問をしています。

○森田会長 議論としては十分にしていますし、議論の中でも、例えば困難というカテゴリーで、どういう表現をしたらいいとか、特別に取り出すのはどういう対象を取り出し

たらいいいのかとか、そういうのもかなり議論をしました。キーワードとしては、ここにあるようなキーワードになっていくわけですが、全体としてやっぱり若者期の支援というものは、今まであまりやってこられなかったもので、最初に申し上げたように、これをなぜここで議論するかというと、子どもたちが育っていく過程の中で、抱えていた問題が子ども期だけで解決がつかない。その問題がずっと地続きで青年期から若者期につながっていく。そのつながっていくところをきちんと若者期で押えようという施策なので、当然ですが、いろんな形の障害を持っていたり、困難な状況にある若者たちを総体として支えていますので、その中には障害のある若者たちも当然含まれてくるということで、明示化するかしらないかというのは非常に難しいですね。

困難な女性というところだって、その中には障害のある人たちもたくさん含まれているわけですし、明示化するかということについてはなかなか難しいと思うんですけども、ぜひ御意見があれば御発言いただけたらと思います。

○委員　そもそも論というか、的外れだったら申し訳ないんですけども、子ども・若者というところを想定したときに、世田谷区民の子どもだけに限定されるのか、例えば世田谷の在住とかいろんなくくりがあると思うんですけども、そのあたりをどう想定するかによってちょっと変わってくるのかなという気がしていて、小学校はもちろん、結構区内に通っている子ども、地元の小学校に通っている子どもが多いとは思いますが、世田谷区特有だと思うんですけども、小学校を卒業すると半数が私立の学校を受けて、どこかに出ていくと考えたときに、その活動域を考えたときに、果たして中学生が地元世田谷だけにいるとなると、その受入れだけで考えると、どんどん集中的にこうなっていくような気がするんですね。

さっきから出ている多様化とか、障害を持った子どもたちとか、いろんなくくりの中で、何とも言えないんですけども、何か絞っていったら、結局そういった多様化とかという議論ができないのかなと思っていて、逆にいうと、世田谷区がこういう施策をやっているんで、ほかの区からでも何でもいいので、こういうものに関して興味がある人は来てくださいではないですけども、そういった寛容性というか、そういうのがないと人が集まるとか、ムーブメントを起こすということ自体ができないんじゃないかなという気がしています。結局、ある輪の中だけでやろうとすると、そこに集中的に集まってきてしまって、結局その人たちだけがやっていて周りは見ているだけという図式になってしまうんじゃないのかなと、さっきからこれを見ていて、どこにどう向けて、何を発信するの

か、子どもたちに対してとか、区がこういう施策をやっていますよというものに関して、そういうのをある程度もう少し具現化していかないと、本当に世田谷区内だけでやるんですかとか、さっき尼崎の話とかも出ていましたけれども、点だけになってしまうと、日本全体とか、いろんなところに波及していかないので、結局、地域的なこの1局だけで終わってしまうような流れになってしまっただけではもったいないなど。この議論を聞いていてすごく感じた次第です。

○森田会長 年齢が上がれば上がるほど抑えなんか効かないわけですから、もちろん日本だけではなくて、海外に行く子どもたちもいますし、海外から来る子たちもいる。そういうある種グローバルな視点は、私たちはやはりいつも持ちながら、しかし、ローカルな視点もきちんと持っていく。そして、一人一人の子どもたちのところに視線を当てていくという、それを一生懸命、その方法を探っている。やっぱりそれが、児童相談所なんかも持っている世田谷区ができること。本当に丁寧に一人一人の子どもたちの育ちを見ながら、しかし、視点はグローバルに見ていく。なので、当然ですが、様々な施策はみんな、子どもたちが日本中、世界中を移動して使ったり、使ってもらったりしながらそこで育っていくということになると思います。それは想定しています。

○委員 資料2-2の23ページ、子どもの権利の拠点づくりに向けたネットワーク図ですけれども、そこに先ほどいろいろ質問が出ていたユースカウンスルが、どこにどこかんでくるのかが、図を見たんですけれどもなかったもので、そこを何か考えていらっしゃると思うんですけれども、参加・参画を進める方なので、どこかにと思いました。

○森田会長 ネットワーク図の中に、子どもたち自身の参画ということは想定されていたか。

○嶋津子ども・若者支援課長 23ページの子どもの権利の拠点づくりということだったので、子どもの権利の部分、もちろん今回ユースカウンスルの部分も、若者のいろんな活動拠点、居場所とか、そういった部分もあるんですけれども、子どもの権利の拠点づくりといったときのネットワーク図、あえて書くのであれば、青少年交流センターの部分にもなるかなと思うんですけれども、図の作り方については、もう少し分かりやすくしていきたいと思っております。

○森田会長 場として言えばここという話になるだろうと思いますし、理念としてどうなのかという話はやっぱりちょっと違ってきますので。

○委員 何も書いていないのが気になります。

○委員 資料２－１の15ページのところですけれども、小委員会かどこかで申し上げたかもしれないんですけれども、加害者支援（再発防止）の実施というのがありまして、昨今のSNS絡みの若者が事件に巻き込まれたりとか、加害者になったり、被害者になったり、いろいろなことがあるんですけれども、行政としてやるのは難しいのかもしれないんですけれども、再発防止だけではなくて、こういうSNSの世界でそもそも加害者になることを防止するという手だてが果たしてできるのかとか、その辺はよく分からないんですけれども、小中高を含めて学校教育ともろに絡んでくるような話だと思うんですね。その辺を入れ込めないかなと。若者なんかは、加害者であると同時に、多分被害者でもあるわけですね。そういうのに巻き込まれないような、昨今の社会情勢を見ているとそういう観点も必要なのかなと思いました。

○森田会長 行政庁の委員は今日お見えになっていますか。何か取組みたいな形で、せっかく来てくださっているのでお話しただけですか。

○委員 学校の側からそういった働きかけをしてもらう。要は、安易に闇バイトの募集に応じないで、最近では一見して闇バイトと分からないような形でアプローチしてくることもあります。そういったことで、警察のほうから学校にはチラシを提供したりして、こういったもので子どもたちに広報啓発してほしいと声をかけたりとか、我々自身も世田谷少年センターという部署で街頭に出て少年補導をする際に、例えば渋谷の町で制服を着ている子たちにそういったチラシを配って、直接子どもの対象じゃなくても、声をかけてそういったものに、犯罪に巻き込まれていかないような指導をしているところです。

あと、私が懸念しているのは、バイトをやりたいという子どもだけではなくて、地元のやはりつながり、いい子ばかりではないので、怖い先輩とのつながりが断れないという場面も、そこから闇バイト、もう怖くて断れなくてという子どもも多いので、今話し合われている地域、家庭だけじゃなくて、いろんな場でいろんな相談ができる、悩みを打ち明けられるような場があれば、こういった被害に巻き込まれそうになったとき誰にも相談できずに、犯罪に手を染めるようなことから、ちょっとしたアドバイスで踏みとどまれる可能性がある。そういった意味でも、そういった視点でも、この枠組みというのは、何らかの効果が期待できるんじゃないかなと思っていたところでした。

○森田会長 せっかくおいでくださっていますけれども、いかがでしょうか。犯罪とか、あるいは犯罪からの例えば回復だとか、戻ってくるとか、いろいろな子どもたちが当然地域の中にはいるので、その子たちがもう1回やり直していくということをどういうふうに

私たちを支えたらいいかという議論も実はしたんです。そんな話もしながら、子どもたちの状況は多様なので、現代的な課題についての議論をいたしました。

時間がどんどん押しておりますので、この計画については御意見とか御質問とか、もう少し修正をかけていくための時間というのは取れますか。事務局としてはどうなんですか。数日という感じですか。

○嶋津子ども・若者支援課長 今日、最後にもお話ししようかなと思ったんですが、今回の件に関して追加の御意見とかがありましたら、できれば1週間以内にいただけるとありがたいなと思っております。

○森田会長 では、これは1週間です。

○委員 20ページで、地域がどこに入るのかという地域の対話の話なんですけれども、これは子ども・若者、参加・参画の全体像のところ、フォーマルな場ばかりが出ているような気がするんですけれども、地域のインフォーマルな場がやっぱりここに書かれている必要があるのかなと思います。例えばお祭りだとかいろんな行事に子ども・若者が参加しますよね。そういった場での参加とか参画をどうやっていくのかとか、その場で大人との対話がどのように行われていくのかということは、やっぱりここにちゃんと入れ込んだほうが良いような気がします。

○林副会長 今の話にさらに1つ付け加えると、例えばF u n ! F a n ! ファンディングでやっているような地域のいろんな子ども向けの活動とかもやはり居場所として、あるいはもともとあるプレーパークとかを含めて、そういう民間の取組はきちんと入れておいたほうが良いのではないかなと思っております。

あともう1点、やはり条例づくりの冒頭でちょっとありましたけれども、今回子ども参加でやっている中で、どうしてもちょっと今気になるのは、ユースカウンスルはそれでいいんですけれども、例えば資料2-2の4ページ、②のiiに、区審議会への若者の参加割合というのは入っているんですけれども、子どもは入れなくていいのかと。要は当事者である子ども自身が実際に審議会には入らない、これだと入れていないんだろうと受けてしまうんですね。ユースカウンスルは、確かに子どもも中1から24歳までとなっているんですけれども、資料2-1の3ページのところでも、若者は子どもの権利委員会とか、子ども・若者・子育て会議に入るけれども、子どもは委員として入らないというこのたてつけは、私はちょっとどうなんだろうなと思っていますので、若者が悪いというわけではないですが、少なくとも中学生、高校生という当事者が審議会の委員になるようなことを世

田谷区はしないのかというところは、ちょっと疑問には感じています。

それを先ほどの栗花落さんの話とかを踏まえると、例えば中学生サミットから誰か1人を、子ども権利委員会でいうと、臨時委員でもいいんですけれども、中学生の代表として入れますよみたいなところはやはり打ち出しておかないと、せっかく世田谷区はこれだけ今子ども・若者参加でやっていると言いながら、実質は参加していないという形になりかねない部分がありますので、ちょっとそこだけ懸念しておりますので、ぜひそこは入れる形を取るべきだと思っております。

○森田会長 具体的には子どもたちの様々な会議体を計画の中で意見表明、参加の機会を増やしていくということと、それから、こういった審議会での正式な委員として、どういう意見の聴取ができる、あるいは意見の発表ができるような委員としての位置づけができるか。このあたりを意識化してやはり書き込んでいかなければいけないんじゃないかということの御意見だと思います。

これでこの場での共有というのは終わりにさせていただいて、あとは1週間以内に事務局にお寄せいただいて、また最終案へ持っていくという形にさせていただきたいと思います。

次の議題も実はありまして、令和5年度－6年度期子ども・青少年協議会報告書（素案）について、これも前回から小委員会でも議論しているところですが、これも事務局からお話をいただけますでしょうか。

○嶋津子ども・若者支援課長 本日、最後の議案ですけれども、令和5年度－6年度期子ども・青少年協議会報告書（素案）について、資料3になります。

資料3、若者と共につくる若者政策の実現に向けて 報告書〈素案〉を御覧いただきましたんですが、7月の協議会でお示ししたたたき台を基に作成したものとなっております。

表紙をめくっていただきまして、作成中のところもございしますが、目次を御覧ください。まず、第1章で、検討の趣旨と経過を記載しまして、第2章から第4章で今期検討いただいた条例、計画、モデル事業の3つについて章ごとに記載し、第5章で提言をまとめて、最後に資料編といった構成を考えてございます。

1ページ、第1章の検討の趣旨と経過ですが、2ページを見ていただきますと、1の背景として、こども基本法の施行、東京都こども基本条例の施行、あとは、世田谷区の子ども条例の改正と、子ども計画の策定、そして、前期の子ども・青少年協議会から引き継がれた2つのモデル事業について記載しております。

2の審議のテーマですが、昨年の第1回協議会で、区長から調査審議の依頼を受けた「若者と共につくる若者施策の実現に向けて」を記載しております。

続いて、3ページの検討体制については記載のとおりです。検討内容については、子ども条例の改正、計画策定、モデル事業の3つについて、子ども・子育て会議と連携しながら検討してきたことについて記載しております。

続きまして、4ページです。第2章「世田谷区子ども条例」の一部改正に向けた検討です。

5ページの1は、条例改正に当たっての子ども・青少年協議会における議論の内容に触れておりまして、2の子ども・若者参加による検討では、条例検討プロジェクトに、若者委員がファシリテーターとして参加され、子どもたちの思いを引き出しながら、条例案を検討したことについて記載していきたいと考えてございます。

続きまして、6ページでございます。こちらからは第3章ということで、「子ども・若者総合計画（第3期）」の策定に向けた検討といったところで、具体的には7ページを御覧ください。1で、昨年実施した若者調査について、調査票を受け取る若者が回答したくなる工夫として、若者委員が実際に調査依頼文を作成したことなどの記載ができればいいんじゃないかなと考えております。

実は7ページは若者委員のデザインです。ありがとうございます。こういったものは積極的に活用させていただきたいと思っています。

続いて、8ページ、ヒアリング調査にも小委員会委員がインタビュアーとして参加してくださったことを、記載しながら、2のところで計画策定に向けた検討として、これまでの主な検討内容、委員からの御意見についての記載などを今考えております。

9ページ、第4章、モデル事業の実施・検証といったページになります。

10ページに、1の学校モデル事業では、大東学園高校、世田谷泉高校で実施検証した校内カフェについての取組や成果についての記載、(2)で検証を通した事業提案として、計画にも記載しております身近な居場所補助事業について、発展的にこのような取組に変わっていきますというようなことを記載していきます。

続いて、11ページ、2の商店街モデル事業は、しもきた倶楽部の取組とか成果を記載した上で、(2)で検証を通した事業提案として、（仮称）若者ファンディング事業を記載していきたいと考えております。

続きまして、12ページ、第5章の提言となりまして、審議テーマに対する提言をまと

めまして、最後に森田会長からのメッセージをいただければと思っております。なお、今後の報告書の作成については、このあと2回ほど小委員会がございますが、小委員会で進めさせていただくことについて、本日この協議会の委員の皆様に御承諾いただければと思っております。

事務局からの説明は以上です。

○森田会長 もう一つ大きな、今回が多分最後の報告書となりますので、やっぱり子ども・青少年協議会が、昔、青少年問題協議会と言っていたところから大きく変わって、子ども・青少年協議会になり、そして次に、子ども、子育て、若者という大きな組織になっていくという、ここでいうと、最後のところでモデル事業とか、具体的にやってきたことと同時に、若者委員たちがこんなふうに活動の中核にいていろいろやってきた、そして区民委員と共にこの委員会をつくり上げてきたということがありますので、このあたりを今回の報告書のところではしっかり書き込んで、そして、これまでの取組も含めて、少し振り返りながら最後の報告書をつくり上げたいなと思っておりますので、御了解をいただけるのと同時に、多分お願いする人には、小委員会を中心として執筆者をお願いしていただければいけないと思いますので、また年末年始の宿題が増えますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひますということ、私からお願ひしておきたいと思ひます。私の名前だけが入っていますけれども、実は私だけではないのでよろしくお願ひしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ということで、この報告書はそういう形で進めさせていただくことでよろしいでしょうか。では、よろしくお願ひいたします。

今日の議論ですが、本格的な議論ということでは多分今日が最後ということになるんでしょうか。次回は3月でまとめの会議になります。先ほど事務局からありましたように、本当に今年は忙しくて、小委員会を何回も何回もやりながら、その小委員会の前と後に振り返りをやらなければいけないので、本当に振り回されていたなという感じがしますけれども、そのおかげで皆さんと一緒に世田谷の子ども・若者の施策はどうあるべきなのかということを共有して言語化するというのを少しずつできるようになってきたと思ひます。

そういう意味で、ここから大きな組織になるということは、部分が埋もれてしまつては駄目なので、やっぱりその一つの部分である若者というのは、ある意味、やっぱり子ども期を引きずる存在なので、そういうことをずっと言い続けていますけれども、私たちは子

ども期にきちんと対応しながら、子どもたちを支えることができる若者たちという時期を本当は迎えてほしいということをととても強く願っているわけです。そして、その人たちが成人になっていく青年期の中で、世田谷を背負っていくぐらいの人たちになっていただけたら、本当に一番願っていることなんだろうと思うわけです。

子ども・若者と簡単に私たちはセットにしてしまうわけですが、並大抵のことではないということ、もちろん育つときもそう思っていますし、とても大変なことだと思いますけれども、ここから計画と報告書、そして条例という大きな3本柱、最後まとめの時期に入っていきますので、どうぞ皆さんよろしく願いをしたいと思います。

先ほど言いましたように、質問とか御意見というのは1週間ぐらいということになりますので、どうぞ御協力のほどお願いしたいと思います。

これで事務局にお返しをさせていただきます。

○嶋津子ども・若者支援課長 改めまして、本日は貴重な御意見を委員の皆様から多数いただきまして、ありがとうございました。森田会長、司会進行ありがとうございました。

事務局から、2点、事務連絡させていただきます。本会議の議事録につきましては、整い次第、皆様にメールでお送りさせていただきます。お送りします議事録は、御自身の発言部分を御確認いただきまして、修正がございましたら事務局まで御連絡をお願いしたいと思います。その後、区のホームページで、本日の資料とともに公開をさせていただきたいと思います。

2点目は、今後の日程についてでございます。次第の一番下に記載のとおり、次回の本会については、3月28日金曜日、9時半から第7回子ども・青少年協議会を開会いたします。また、小委員会の委員の皆様につきましては、1月9日木曜日、午後2時から第13回小委員会を開会いたします。

あと、今、森田会長からお話があったとおり、今日のお話で意見等を含めまして、もし何かありましたら1週間以内に、事務局までメールをいただければと思います。

それでは、以上をもちまして、令和5年－6年度期第6回世田谷区子ども・青少年協議会を開会いたします。皆様、本日はありがとうございました。

午後7時5分閉会